

■宇治市

制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
宇治市企業立地促進条例 ＜府制度との併給不可＞	H14.4	<p>①情報関連産業・自然科学研究所に係る本店及び事業場、製造業（先端産業）に係る本店で用地面積 500 m²以上又は投下固定資産額等 5,000 万円以上かつ地元新規雇用者数 1 人以上</p> <p>②製造業（先端産業）の事業場、製造業（先端産業以外）及び市長特認の本店及び事業場で用地面積 500 m²以上かつ投下固定資産額等 1 億円以上又は地元新規雇用者数 1 人以上</p>	<p>事業場等設置助成金</p> <p>○投下固定資産額等の 10/100 以内の額、リース資産等は市長が定める額</p> <p>○情報関連産業・自然科学研究所及び製造業（先端産業）に係る事業場等については限度額 3,000 万円</p> <p>○製造業（先端産業外）及び市長特認に係る事業場等については限度額 1,000 万円</p> <p>操業支援助成金</p> <p>○固定資産税（土地分除く）の課税額に次の率を乗じて得た額</p> <p>第 1 年度 75/100</p> <p>第 2 年度 50/100</p> <p>第 3 年度 25/100</p> <p>○限度額 5,000 万円</p> <p>雇用創出助成金</p> <p>○30 万円に地元新規雇用者の増加数を乗じて得た額</p> <p>○限度額 3,000 万円</p>